



# Global Tax Update

オランダ

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. 2016年度予算案:外国納税者制度およびオランダ協同組合に関する配当源泉税法規定

前号のニュースレターでもお伝えしたとおり、先頃、オランダ政府は、オランダ外国納税者制度およびオランダ協同組合(cooperative)に関する配当源泉税法規定の改正案を発表した。本改正は、経済的実体のない濫用的かつ人為的なストラクチャーの撲滅を趣旨としており、実体の有無に対する注目およびストラクチャーの実体性を示す事業根拠の重要性はますます高まると思われる。

上記に関連し、オランダ財務大臣は、中間会社である持株会社および協同組合(以下「中間持株会社」)に関する新法の適用範囲について追加ガイダンスを発表した。主要ポイントは次のとおりである。

**中間持株会社:** 現在、外国納税者制度およびオランダ協同組合に関する配当源泉税法規定は、親会社が中間持株会社を通じて子会社を保有し、株主が株式(または出資)の保有を事業として行っている場合は適用されず、他の要件も課されない。しかし、改正案は、中間持株会社も実体基準を満たすことを要件とすることを提案している。改正案が実施され、中間持株会社が実体基準を満たさず、その主要な目的が租税回避であることが判明した場合、外国納税者制度やオランダ協同組合に関

する配当源泉税法規定が適用される可能性がある。

オランダ協同組合に関する配当源泉税法規定は協同組合が実体を有している場合には適用されない。しかしその場合、協同組合には単体として経済的な重要性がなければならず、給与を支払う職員および自由に使用することができる(at its disposal)事務所を有していることを求められる可能性がある。

## 2. 連結納税制度の改正

予算案では、欧州司法裁判所(Court of Justice of European Union: 以下「CJEU」)の判例に基づく連結納税制度改正も提案されている。

### (1) 連結納税制度の改正

2015年10月16日、オランダ財務大臣は連結納税制度改正案を提出した。本法案ではCJEUの判例に基づく改正が提案されている。

判例の中でCJEUは、現行のオランダ連結納税制度は以下のルールを持っているため、EU法に侵害しているという判決を下している。

- 1) 中間持株会社がオランダに設立されている場合または中間持株会社がオランダ以外のEU加盟国に設立されているがオランダに恒久的施設(permanent establishment: 以下

「PE」を有している場合にのみ、オランダ国内親会社とそのオランダ孫会社と連結納税を行うことを認めている

- 2) オランダ子会社の親会社はオランダ法人であるまたは親会社はオランダ以外の EU 加盟国に設立されているがオランダに PE を有している場合にのみ、オランダの兄弟会社同士で連結納税を行うことを認めている

当該判決を受け、2014 年初頭、オランダ財務大臣は、間接的に保有関係にあるオランダ法人同士の連結納税を認めるべきであると述べた。法案は成文化されるが、連結納税制度改正案の適用範囲は当初案より拡大する予定である。

## (2) 連結納税が認められることになる主要なケース

連結納税制度は主に以下の二つのケースに適用が認められることになる。

- 1) 親会社～孫会社間:オランダ親会社がオランダ孫会社の株式を欧州連合 (European Union) ・ 欧州経済領域 (European Economic Area: 以下 EU と併せて「EU」と総称) 内に設立された「中間持株会社」を通じて保有している場合
- 2) 兄弟会社間: EU 親会社 (究極の持株会社) がオランダに設立された複数の子会社 (兄弟会社) の株式を保有している場合

連結納税制度に参加することが認められるのは共にオランダ居住法人のみである。したがって、EU 内の中間持株会社の資産および損益は連結納税制度の対象外となる。

## (3) 持株会社の要件

他の EU 加盟国の国内法および当該加盟国との租税条約で、究極の持株会社および中間持株会社が共に当該加盟国に設立されていることが要件として定められていなくてはならず、中間持株会社および究極の持株会社は当該加盟国で「選択の余地なしに免除されることなく」それぞれ法人税を支払わなければならない。また、改正後、究極の持株会社は十分な法的かつ経済的な所有権を有していることが求められ、株式 (の一部) が株式預託証書に転換された場合は当該要件を満たして

いないとみなされる。改正案提出時の状態については改正案提出後 2 年間の移行期間が認められる。

## (4) 兄弟会社間の場合

オランダ兄弟 (子または孫) 会社が連結納税を行う場合、当該兄弟会社は連結納税上「親会社」とみなされる法人 (みなし連結親会社) を指定しなければならない。みなし連結親会社に指定された兄弟法人は連結決算日に連結処理を行う。究極の持株会社がみなし連結親会社の株式を売却すると決定した場合、当該連結納税グループは解散する。また、みなし連結親会社が連結グループから脱退する場合も連結納税グループは解散する。ただし、みなし連結親会社の連結グループ脱退直後に、別法人が当該連結納税グループのみなし連結親会社に指定された場合はこの限りではない。本改正には連結納税継続規定 (delegation provision) も含まれており、それによると連結納税グループは、一定の条件を満たせば解散したとみなされることなく究極の持株会社を変更することができる。改正案の中では、連結納税グループの構成メンバーが変わらないことがその要件とされている。

## (5) 連結納税法人の組合せ

説明文書 (explanatory memorandum) の中では連結納税を行うことのできる様々な企業のについても検討されている。基本的には、親会社を変更しない限り、連結納税グループは維持される。

## (6) 恒久的施設 (Permanent Establishment)

オランダ恒久的施設 (Permanent Establishment: 以下「PE」) との通常の連結納税に関する規定も改正される。以前は、子会社株式がオランダ PE に配賦されている場合、当該 PE は連結納税グループ親会社としての機能を果たさなければならなかったが、本要件は廃止される。この改正は CJEU の判例に基づくもので、判例によると、「オランダはオランダ法人をオランダ PE より優遇することはできず、したがって、オランダ兄弟会社間の連結納税が認められるのであれば、オランダ人とオランダ国外法人との間、つまり、オランダ人とオランダ PE にも同様の取扱いが適用されるべきである」としている。本改正には連結納税継続規定 (delegation provision) も含まれており、それに

よると、非居住者法人が、オランダ PE を通じてオランダ課税所得を稼得しなくなった場合(PE の存続停止を含む)でも、連結納税を継続できることが規定されている。

## (7) 濫用防止規定

改正案は、欠損金の二重控除の防止等、様々な濫用防止規定も定めている。また、清算損に関する制度および資本参加に係る利息の損金算入制限規定も改正される。ただし、まだその課税上の影響については十分に把握できていない。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/au](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/au)

## 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche**  
**アムステルダム事務所**  
マネジャー 藤尾 和樹  
[KaFuji@deloitte.nl](mailto:KaFuji@deloitte.nl)

河端 美沙紀  
[MiKawabata@deloitte.nl](mailto:MiKawabata@deloitte.nl)

## ニュースレター発行元

**デロイト トーマツ税理士法人**  
**東京事務所**

〒100-8305  
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。